

船舶活用医療推進本部令案要綱

第一 事務局

一 船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。こと。（第一条関係）

二 事務局に、事務局次長三人以内を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とすること。（第二条関係）

三 事務局に、参事官五人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とすること。（第三条関係）

第二 事務局長等の勤務の形態

事務局長等は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とすること。（第四条関係）

第三 本部の組織の細目

この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めること。

(第五条関係)

第四 本部の運営

本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定めること。(第六条関係)

第五 施行期日等

一 この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律(令和三年法律第七十九号)の施行の日(令和六年六月一日)から施行すること。(附則第一項関係)

二 関係政令について所要の改正を行うものとする事。(附則第二項及び第三項関係)

政令第 号

船舶活用医療推進本部令

内閣は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局長）

第一条 船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第二条 事務局に、事務局次長三人以内を置く。

2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第三条 事務局に、参事官五人以内を置く。

2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(事務局長等の勤務の形態)

第四条 事務局長、事務局次長及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

第五条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

第六条 本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行の日(令和六年六月一日)から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

2 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」を

「特定複合観光施設区
船舶活用医療推進本

域整備推進本部に置かれる事務局

に改める。

部に置かれる事務局

」

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

3 特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「認知症施策推進本部」の下に「船舶活用医療推進本部」を加える。

理由

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行に伴い、船舶活用医療推進本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるからである。

船舶活用医療推進本部令案 新旧対照条文 目次

〇〇 職員 の 退職 管理 に関する 政令 (平成二十年政令第三百八十九号) (抄) (附則第二項関係) …………… 1

〇〇 特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成二十六年政令第三百三十六号) (抄) (附則第三項関係) …………… 2

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第五条関係）		別表第一（第五条関係）	
(略)	内閣	(略)	内閣
(略)	郵政民営化委員会に置かれる事務局 原子力防災会議に置かれる事務局 特定複合観光施設区域整備推進本部 に置かれる事務局 船舶活用医療推進本部に置かれる事務局	(略)	郵政民営化委員会に置かれる事務局 原子力防災会議に置かれる事務局 特定複合観光施設区域整備推進本部 に置かれる事務局

改正案	現行
<p>（行政機関から除かれる機関） 第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、船舶活用医療推進本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。</p>	<p>（行政機関から除かれる機関） 第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、林野庁、特許庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。</p>

船舶活用医療推進本部令案 参照条文 目次

○	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）（抄）	1
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	1
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	1
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	2
○	特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）	2
○	特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）	3

○ 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）（抄）

（政令への委任）

第十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（局等組織）

第五条 法第六十六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一三 （略）

四 別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの
別表第一（第五条関係）

内閣	郵政民営化委員会に置かれる事務局 原子力防災会議に置かれる事務局 特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局
（略）	（略）

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（在職中の求職の規制）

第六十六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 (略)

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三・四 (略)

③～⑤ (略)

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2～8 (略)

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（抄）

（行政機関から除かれる機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

○ 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 六（略）

附 則

（施行後五年を経過した日の翌日以後の行政機関）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過した日の翌日以後における第二条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して五年を経過する日までの間、次条第一項の規定により指定された特定秘密（附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。」とする。